

水戸市建設工事総合評価方式入札試行要項

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市が発注する建設工事の請負契約に係る入札を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札又は令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）により試行することについて、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、一般競争入札又は公募型指名競争入札の対象となる工事のうち、価格及び技術的条件を総合的に評価することが必要であると市長が認めるものとする。

(種類)

第3条 総合評価落札方式の種類は、次の表のとおりとする。

種類	対象工事	評価の対象とする項目
高度技術提案型	技術的な工夫の余地が大きく、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める必要があると市長が認める工事	価格、同種・類似工事の経験、工事成績、構造物の強度・耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から技術提案
標準型	技術的な工夫の余地が大きく、施工上の技術提案を求める必要があると市長が認める工事	価格、同種・類似工事の経験、工事成績、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案
簡易型	技術的な工夫の余地が小さく、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画を評価する必要があると市長が認める工事	価格、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績、地域貢献等
特別簡易型	技術的な工夫の余地が小さく、施工の確実性を確保するため、工事成績、同種・類似工事の経験等で評価する必要があると市長が認める工事	価格、同種・類似工事の経験、工事成績、地域貢献等

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価方式による入札を行おうとするときは、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価の対象とする項目（以下「評価対象項目」という。）
- (2) 提出を求める技術的資料に関する事項
- (3) 提出を求める技術提案に関する事項（簡易型および特別簡易型を除く。）
- (4) 評価対象項目ごとの評価基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項第2号に掲げる技術的資料は、次の各号に掲げる資料提出とする。

- (1) 評価点算出資料一覧表（様式第1号）
- (2) 技術資料（評価項目算定用）提出チェックリスト（様式第2号）
- (3) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号）
- (4) 企業の施工実績評価資料（様式第4号）
- (5) 配置予定技術者の施工経験評価資料（様式第5号）
- (6) 技能者（登録基幹技能者）の活用評価資料（様式第6号）
- (7) 緊急対応又は防疫業務の活動評価資料（様式第7号）
- (8) 「緊急対応の活動証明書」請求書兼緊急対応の活動証明書（様式第8号）
- (9) 地域活動（ボランティア）の実績評価資料（様式第9号）
- (10) 若手・女性従業員の活用評価資料（様式第10号）
- (11) 若手・女性従業員の雇用評価資料（様式第11号）
- (12) 施工計画（様式第12号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(公告)

第5条 市長は、総合評価方式による入札に係る規程第20条又は第37条の規定による公告をするときは、総合評価方式による入札を行う旨及び前条の落札者決定基準について公告するものとする。

(評価)

第6条 市長は総合評価方式による入札の審査を行う場合においては、必要に応じて、入札参加者に対しヒアリングを行うものとする。

2 総合評価方式による評価の方法は、評価対象項目を第4条第1項第4号に掲げる評価基準により点数化した数値の合計（以下「評価点」という。）を入札価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、入札価格に当該支出額を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）を求める除算方式とする。

3 市長は、技術提案の提出を求めた総合評価方式による入札において標準案を公告する場合は、技術提案をした内容の評価点が低いときには技術提案の内容によらず標準案で示した方法で評価点を算出すること（以下「標準案による評価」という。）ができる評価対象項目を指定することができる。

4 入札参加者は、標準案による評価を希望するときは、その旨を技術提案の提出の際に

申告しなければならない。

(落札者の決定)

第7条 総合評価方式における落札者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札価格が水戸市工事の請負契約に係る低入札価格調査等実施要領（以下「低入札価格調査等実施要領」という。）に定める失格基準価格を下回る価格でない者であること。
- (3) 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。
- (4) 施工計画又は技術提案の評価が不可でないこと。
- (5) 評価値が、基準評価値（予定価格の算出の前提となる状態で想定される評価点を予定価格（補償費等の支出額を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算した価格）で除した数値をいう。）を上回っていること。
- (6) 低入札価格調査等実施要領に定める低入札価格調査の対象となった者にあつては、低入札価格調査等の結果、契約の内容に適合した履行ができると認められた者であること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を定めるものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第8条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する2人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(責任の所在等)

第9条 市長は、総合評価方式による入札を行おうとするときは、技術資料に記載された計画どおりの履行が為されなかった場合及び記載事項に虚偽のあった場合は、工事成績評定を減ずる措置又は入札参加資格停止措置を行うことを入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

2 技術提案の提出を求めた総合評価方式による入札においては、技術提案を評価したことにより当該技術提案に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、及び技術提案どおりの施工ができなかった場合は、契約金額を減額し、又は損害賠償の請求を行うことを入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

(提案内容の保護)

第10条 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく水戸市が発注する他の工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(提案書類の作成費用)

第 11 条 入札参加者が技術的資料及び技術提案の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

(評価結果等の公表)

第 12 条 市長は、総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合には、速やかに総合評価方式に関する評価調書（様式第 13 号）により次の事項を公表するものとする。

- (1) 各入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価点

(補則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

評価点算出資料一覧表

水戸市長 様

年 月 日

所在地(住所)

商号又は名称

印

代表者 氏名

担当者連絡先 所属企業名

氏名

電話番号

FAX

工事名：

工事場所： 地内

評 価 項 目	区 分			提 出 書 類
ア 工事成績評定	成績評定 有り (平均値○点)	成績評定 なし	欠格	・工事成績評定評価対象工事資料(様式第3号)
イ 企業の施工実績	同種工事の 実績有り	類似工事の 実績有り	なし	・企業の施工実績評価資料(様式第4号)及び添付資料
ウ 週休2日制工事の 施工実績	取組証有り (本市発注工事) ○年度 ○○工事 実施企業：(株)○○	なし	/	・前年度に完成した本市発注 工事における現場閉所確保 率100%の取組証の写し
エ 配置予定技術者の 施工経験	同種工事の 経験有り	類似工事の 経験有り		
オー1 配置予定技術 者の資格	1級____施工管理技 士又は1級建築士の 資格有り	なし	/	・1級____施工管理技士又は1 級建築士の資格者証の写し
オー2 技能者(登録基 幹技能者)の活用	技能者(登録基幹 技能者)の 活用有り	なし	/	・技能者(登録基幹技能者) の活用評価資料(様式第6 号)及び添付資料
カー1【令和7年度】 優良工事の受賞	当該工種 受賞歴有り (○○)	受賞歴有り	なし	/
カー2【令和8年度～】 配置予定技術者の 主任技術者等ほう 賞又は工事のほう 賞の受賞	主任技術者等 ほう賞の 受賞歴有り ○年度 ○○工事 受賞企業：(株)○○	工事の ほう賞の 受賞歴有り	なし	
キ 地域内拠点の有無	市内本店 有り	市内本店 なし	/	/

ク	災害協定締結及び 基礎的事業継続力 の認定の有無	災害協定の締結 かつ基礎的事業 継続力認定有り	災害協定締結 有り	なし	・本市との災害時応急対策協定の 覚書等の写し ・基礎的事業継続力認定証の 写し
ケ	緊急対応又は防疫 業務の活動	前年度の 活動の回数 (〇回)	なし		・緊急対応又は防疫業務の活動 評価資料(様式第7号)及び 添付資料
コ	地域活動(ボラン ティア)の実績	前年度及び 前々年度の年間 活動実績有り	前年度及び 前々年度の 単日等活動 実績有り	なし	・地域活動(ボランティア)実 績評価資料(様式第9号)及 び各添付資料
サ	若手・女性従業員の 雇用又は活用	若手・女性従業員 を現場代理人 としての活用有り	対象期間に若手・ 女性従業員の 新規雇用有り	なし	・若手・女性従業員の活用評価 資料(様式第10号)又は若 手・女性従業員の雇用評価 資料(様式第11号)及び各 添付資料

(注) 1 該当する評価項目の提出書類の欄に記載した書類を提出すること。ただし、「配置技術者の施工経験」については、該当する施工経験を有しない場合においても、配置予定着従者の施工経験評価資料(様式第5号)を提出すること。

2 共同企業体に係る入札の場合には、商号又は名称の欄に共同企業体名を記載すること。なお、ほかの様式も同様とする。

3 区分の欄は、該当する項目を○で囲むこと。ただし、「工事成績評定」について成績評定がある場合は平均値、「週休2日制工事の施工実績」について施工実績がある場合は実施工事の概要、「配置予定技術者の主任技術者等ほう賞又は工事のほう賞の受賞」について受賞歴がある場合は受賞工事の概要及び「緊急対応又は防疫業務の活動」について活動実績がある場合は活動の回数を記載すること。

4 「週休2日制工事の施工実績」の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

【R8年度～】 5 「配置予定技術者の主任技術者等ほう賞」については、過去に在籍していた企業での実績も評価対象とできる。ただし、現所属企業が対象期間に工事のほう賞の受賞歴がある場合に限る。なお、その場合にあっては、本書の区分の欄に現所属企業の受賞工事の概要、及び配置予定技術者の施工経験評価資料(様式第5号)に過去に在籍していた企業での主任技術者等ほう賞の受賞工事の概要を記載すること。

6 共同企業体に係る入札の場合には、代表構成員について提出すること。ただし、「災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定の有無」及び「緊急対応又は防疫業務の活動」、「地域活動(ボランティア)の実績」及び「若手・女性従業員の雇用又は活用」については、構成員いずれかについて提出すること。なお、「災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定」における災害協定締結した構成員と基礎的事業継続力の認定を受けた構成員は同一の場合に限る。

7 工事成績評定評価対象工事資料(様式第3号)、緊急対応又は防疫業務の活動評価資料(様式第7号)、地域活動(ボランティア)実績評価資料(様式第9号)、若手・女性従業員の雇用評価資料(様式第11号)及び各添付資料については、同一年度内かつ同一部局内の総合評価方式の入札において提出している場合、提出を省略することができる。ただし、工事成績評定評価対象工事資料(様式第3号)については該当する工種に限る。なお、省略する際は、技術資料(評価項目算定用)提出チェックリスト(様式第2号)に前回提出した工事名を記載すること。

8 「週休2日制工事の施工実績」における取組証の写し及び「災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定の有無」における覚書等・認定証の写しについては、同一年度内かつ同一部局内の総合評価方式の入札において提出している場合、提出を省略することができる。なお、省略する際は、技術資料(評価項目算定用)提出チェックリスト(様式第2号)に前回提出した工事名を記載すること。

9 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

【以下、入札公告時には必ず削除】

(入札公告時に関する注意事項)

- ・ 下線が引かれた部分については、必要事項を記入（編集）すること。
- ・ 選択等がある部分については、条件として適用しない方に取り消し線を付し、無効化すること。
- ・ その他の記載事項については、本書のとおりとすることを原則とするが、特に必要がある場合は、加除・修正することも妨げない。
- ・ 本書については、特別簡易型の評価項目となっているので、他の種類（簡易型等）の様式の作成にあたっては適宜、加除・修正すること。
- ・ 【 】 書き部分については、入札公告作成者に対する注意事項であるので、公告時に必ず削除すること。
- ・ 上記の注意事項については、以下の技術資料の様式についても共通の扱いとする。

様式第 2 号

技術資料（評価項目算定用）提出チェックリスト

工事名：

商号又は名称：

番号	提出書類	提出書類 確認欄	添付 資料	水戸市 確認欄
1	評価点算出資料一覧表（様式第 1 号）	必須 ☐	☒	☐
2	技術資料（評価項目算定用）提出チェックリスト（様式第 2 号）	必須 ☐	☒	☐
3	工事成績評定評価対象工事資料（様式第 3 号） ☐ ○○工事にて様式第 3 号提出済みのため省略	☐	☒	☐
4	企業の施工実績評価資料（様式第 4 号）	☐	枚	☐
5	週休 2 日制工事の施工実績評価資料 ☐ ○○工事にて提出済みのため省略	☐	枚	☐
6	配置予定技術者の施工経験評価資料（様式第 5 号） （配置予定技術者の資格評価資料）	必須 ☐	枚	☐
7	技能者（登録基幹技能者）の活用評価資料（様式第 6 号）	☐	枚	☐
8	災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定評価資料 ☐ ○○工事にて提出済みのため省略	☐	枚	☐
9	緊急対応又は防疫業務の活動評価資料（様式第 7 号） ☐ ○○○○工事にて様式第 7 号提出済みのため省略	☐	枚	☐
10	地域活動（ボランティア）の実績評価資料（様式第 9 号） ☐ ○○工事にて様式第 9 号提出済みのため省略	☐	枚	☐
11	若手・女性従業員の活用評価資料（様式第 10 号）	☐	枚	☐
12	若手・女性従業員の雇用評価資料（様式第 11 号） ☐ ○○工事にて様式第 11 号提出済みのため省略	☐	枚	☐

- (注) 1 ☒にて提出書類を選択し、添付資料がある場合は枚数を記載すること。
- 2 工事成績評定評価対象工事資料（様式第 3 号）、緊急対応又は防疫業務の活動評価資料（様式第 7 号）、地域活動（ボランティア）の実績評価資料（様式第 9 号）、若手・女性従業員の雇用評価資料（様式第 11 号）及び各添付資料については、同一年度内かつ同一部局内の総合評価方式の入札において提出している場合、提出を省略することができる。ただし、工事成績評定評価対象工事資料（様式第 3 号）については該当する工種に限る。なお、省略する際は前回提出した工事名を記載し、提出書類確認欄にある□を☑とすること。
- 3 「週休 2 日制工事の施工実績評価資料」及び「災害協定締結及び基礎的事業継続力の認定評価資料」については、同一年度内かつ同一部局内の総合評価方式の入札において提出している場合、提出を省略することができる。なお、省略する際は前回提出した工事名を記載し、提出書類確認欄にある□を☑とすること。
- 4 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

様式第3号（評価項目算定用）

工事成績評定評価対象工事資料

工事名：
商号又は名称：

工種：_____

評価対象工事の名称	工事期間	受注形態 JVの時出資比率	共同企業体による受注の場合の 受注者名	工事成績 評定点
	年 月 日～ 年 月 日	単体・JV選択 出資比率〇〇%		
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			
	年 月 日～ 年 月 日			

工事成績評定点
平均値 65.0 点

- (注) 1 共同企業体に係る入札の場合には、代表構成員となる者の工事实績を記載すること。
- 2 評価対象となるすべての工事（当該工種）について記載すること。
（入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度において完成した水戸市発注の予定価格300万円（※）以上の工事で、競争入札で契約したものとする。）
- ※予定価格は、消費税及び地方消費税を含む価格とし、変更契約をした場合においては、変更後の設計金額とする。
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。その場合は、工事成績評定点の平均値を65.0点とみなす。
- 4 受注形態は「単体」又は「JV」をプルダウンで選択し、JVの場合は下段に出資比率〇〇%と記載すること。（評価対象は出資比率20%以上のものに限る。）
- 5 行数が足りなくなった場合は、適宜挿入すること。（工事成績評定点の平均値の欄は自動計算のため、挿入した行が計算に含まれているか確認すること。）
- 6 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置を行うことがある。

企業の施工実績評価資料

工事名：

商号又は名称：

工 事 概 要 等	発注機関	
	工 事 名	
	工事場所	
	受注金額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態及び 受注者等	☐ 単体 ☐ ○○・□□JV（出資比率○○%）
	工事概要	
CORINS登録 の有無等	☐ 有（CORINS登録番号） ・ ☐ 無 ☐ CORINSの竣工時登録カルテ等の評価基準に該当する工事で、かつ完成していることを証明できる資料を添付している。	

□箇所については☑にて選択又は確認をすること。

- （注） 1 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 記載する同種・類似工事の実績（入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度において完成した公共団体等発注の工事）の件数は1件でよい。
- 3 共同企業体に係る入札の場合には、代表構成員について提出すること。
- 4 受注形態は、単体又は○○・□□JV（出資比率○○%）と記載すること。（評価対象は出資比率20%以上のものに限る。）
- 5 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 当該工事の内容が、企業の施工実績評価基準に該当する工事で、かつ完成していることを証明できるもの（CORINSの竣工時登録カルテを原則とする。評価基準に該当する工事であることが確認できない場合は、発注機関の検査結果通知書・契約書・設計書・仕様書・図面等の写し等工事内容を証明できるもの。）を添付すること。
- 7 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

様式第5号（評価項目算定用）

配置予定技術者の施工経験評価資料

工 事 名：

商号又は名称：

区 分	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者	ふりがな 氏 名	
所 属 企 業			
国 家 資 格 の 種 類			
国家資格証明書等の番号		取得年月日	年 月 日
監理技術者資格者証番号		交付年月日	年 月 日
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日

工 事 の 施 工 経 験	発 注 機 関	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	受 注 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態及び 受注者等	☐ 単体（株）〇〇 ☐ J V 〇〇・ ☐ J V（出資比率〇〇%）
	従 事 役 職	☐ 監理技術者・ ☐ 特例監理技術者・ ☐ 主任技術者・ ☐ 現場代理人
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	工 事 概 要	
	CORINS登録の有無等	☐ 有（CORINS登録番号） ・ ☐ 無 ☐ CORINSの竣工時登録カルテ等の評価基準に該当する工事で、かつ完成していることを証明できる資料を添付している。

入札参加の申請日時点で主任（監理）技術者又は現場代理人として現在従事中の工事がある場合	☐ 工事 発注者及び所属等（ ） ☐ 上記工事の従事期間が当該工事の契約工期と重複するものではない。 ※主任（監理）技術者の重複について、当該工事又は現在従事中のいずれの工事も専任配置でない場合は、記載を省略できる。なお、現場代理人として従事中の場合は記載する。
---	---

【R8年度～】

配置予定技術者の主任技術者等 ほう賞の受賞	☐ 有 ☐ 無	年 度： 工 事 名： 所属企業：
--------------------------	--	-------------------------

□箇所については☑にて選択又は確認をすること。

(注)

(共通)

- 1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
- 2 共同企業体に係る入札の場合には、代表構成員の配置予定技術者について記載すること。
- 3 配置予定技術者で、評価基準に該当する工事の施工経験（入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度において完成した公共団体等発注の工事）を有する場合はその経験について記載し、施工経験がない場合においてもこの資料を作成すること。
- 4 本工事において配置予定技術者を申請時点で特定できない場合は、複数（2名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書はすべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の施工経験、配置予定技術者の資格及び配置予定技術者の主任技術者等ほう賞の評価点については、最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、事後審査書類提出時までの間に特定するものとする。
- 5 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないもの（監理技術者制度運用マニュアルの監理技術者等の途中交代の条件に該当する場合に限る。）として発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。
- 6 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

(資格について)

- 7 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。（ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみで足りる。）なお、入札公告において専任配置を求められていない場合は、経営事項審査申請時に提出した実務経験証明書（受領印のあるものを原則とする。）の写しとすることができる。

(工事の施工経験について)

- 8 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 9 受注形態は、会社名又はJV名（出資比率〇〇％）を記載すること。（評価対象は出資比率20％以上のものに限る。）
- 10 工事経験を有する工事は、企業の施工実績評価資料（様式第4号）の工事と同一でなくてもよい。また、過去に在籍していた企業での実績も評価対象とできる。
- 11 当該工事の内容が、評価基準に該当する工事で、かつ完成していることを証明できるもの（CORINSの竣工時登録カルテを原則とする。又は発注機関の検査結果通知書・技術者選任通知書・契約書・設計書・仕様書・図面等の写し等工事内容及び従事したことを証明できるもの）を添付すること。
- 12 配置予定技術者の施工経験については、従事期間が当該工事の工期（中止期間がある場合の工期については、中止期間を差し引いた期間を工期とする。）の半分を超えているもののみを対象とする。

【R8年度～】（配置予定技術者の主任技術者等ほう賞について）

- 13 配置予定技術者の主任技術者等ほう賞の受賞歴がある場合は、入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度におけるほう賞の受賞の有無、有の場合該当工事の施工年度及び工事名を記載すること。
- 14 配置予定技術者の主任技術者等ほう賞の受賞工事は、上記10の施工経験を有する工事と同一でなくてもよい。
- 15 配置予定技術者の主任技術者等ほう賞については、過去に在籍していた企業での実績も評価対象とできる。ただし、現所属企業が対象期間に工事のほう賞の受賞歴がある場合に限る。なお、その場合にあつては、評価点算出資料一覧表（様式第1号）の区分の欄に現所属企業の受賞工事の概要及び本書に過去に在籍していた企業での主任技術者等ほう賞の受賞工事の概要を記載すること。

技能者（登録基幹技能者）の活用評価資料

工事名：

商号又は名称：

登録基幹技能者の氏名 ふりがな	☐ 当該工事の主任（監理）技術者ではありません。
登録基幹技能者講習の職種	登録〇〇基幹技能者 ☐ 入札参加申請時点で有効期限内である。 ☐ 登録基幹技能者講習修了証の写しを添付している。
所属企業	(株) 〇〇 ☐ 元請け ・ ☐ 一次下請業者 ☐ 配置予定技能者（登録基幹技能者）との雇用関係を証明する書類の写しを添付している。
登録基幹技能者の 従事する工種	※工事費内訳書に示す工種、種別、細別等を記載

□箇所については☑にて選択又は確認をすること。

- （注）
- 1 技能者（登録基幹技能者）を配置しない場合は、本書の提出を要しない。
 - 2 評価対象とする技能者（登録基幹技能者）の活用は、元請け業者又は一次下請業者が雇用する者を1職種（1名）以上配置する場合とする。
 - 3 本書の提出は従事する全ての技能者（登録基幹技能者）について提出する必要はない。
 - 4 本工事において配置予定している技能者（登録基幹技能者）を申請時点で特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定の技能者（登録基幹技能者）とすることができる。この場合、本書はすべての配置予定技能者（登録基幹技能者）について提出するものとする。なお、落札者は、工事着手までに特定し、工事打合せ簿にて報告すること。
 - 5 評価対象とする技能者（登録基幹技能者）について、証明書類を添付すること。
 - 6 当該工事の主任（監理）技術者として配置する予定のある者については、評価対象としない。
 - 7 やむを得ない（落札者の責によらない）事情がある場合は、発注者と工事打合せ簿にて協議のうえ、同等の技能者（登録基幹技能者）へ変更することができる。
 - 8 発注者から技能者（登録基幹技能者）の従事状況の立会又は書類の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 9 上記7の変更を除き、本書どおり履行されなかった場合には、工事成績評定点を減ずる措置を行う。
 - 10 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

様式第 7 号（評価項目算定用）

緊急対応又は防疫業務の活動評価資料

工事名：

商号又は名称：

活動企業	(株) ○○
活動の種類	☐ 緊急対応 ・ ☐ 防疫業務 ・ ☐ その両方
年度の活動回数	緊急対応○○回・防疫業務○○回 合計○○回
事実を確認できる証明書類	☐ 評価対象となるすべての緊急対応の活動について施設維持管理者からの「緊急対応の活動証明書」請求書兼緊急対応の活動証明書（様式 8 号）の写しを添付している。 ☐ 評価対象となるすべての防疫業務の活動について事実を確認できる「活動証明書」等の書類（協定名称，協定相手方，活動内容，活動場所，活動実施日時がわかるものとする。）の写しを添付している。

☐箇所については☒にて選択又は確認をすること。

- (注)
- 1 当該評価項目について実績を有しない場合は，本書の提出を要しない。
 - 2 緊急対応又は防疫業務の活動実績は，入札日の属する年度の前年度に行った，市が管理する施設の緊急対応又は防疫業務の活動で，当該活動の事実を証明書により確認できるものに限る。
 - 3 評価対象とする活動は，市の要請に基づく緊急対応，又は家畜伝染病の市内発生時における防疫業務に関する協定（茨城県との協定含む。）に基づく防疫業務とする。
 - 4 一つの活動が複数日となるときは，1 日を 1 回として扱う。
 - 5 共同企業体に係る入札の場合には，いずれかの構成員の活動回数で評価し，異なる構成員との活動回数の合算は認めない。
 - 6 本書記載事項に虚偽のあった場合には，入札参加資格停止措置等を行うことがある。

様式第8号

「緊急対応の活動証明書」請求書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

印

水戸市長

様

水戸市建設工事総合評価方式入札の技術資料（「緊急対応の活動」を証明する書類）として利用するため、下記の緊急対応の活動について実施したことを証明願います。

記

（申請者記入欄）

（施設管理者等： 課（所・場））

No.	実施日	工事・委託名等	場所	活動内容
1	○年○月○日	○○○○ 応急復旧工事	○○町	道路陥没の応急復旧
2	○年○月○日	〃	〃	〃
3	○年○月○日	○○○○ 業務委託	○○○丁目外	道路冠水の緊急対応
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

（注）

- 1 証明書の請求は、施設管理者等（要請課（所・場））毎に同一年度の活動について行う。
- 2 緊急対応の活動は、（別紙）緊急対応の活動一覧に該当する代表的な活動10件を上限に記載する。
- 3 夜間の活動で日をまたぐ場合の実施日は、日をまたぐ前の日のみを記入し、1回の活動として扱う。

緊急対応の活動証明書

上記の緊急対応の活動について、実施したことを証明します。

（証明者記入欄）

年 月 日

水戸市長

印

（担当課（所・場） ）

(別紙) 緊急対応の活動一覧

「緊急対応又は防疫業務の活動」の評価対象となる緊急対応の活動については、市が管理する施設（設備を含む。）における地震・風水害・雪害等の災害や市民生活・公益を保護するため、差し迫って対応が必要な活動（要請に基づく待機及び事前対応を含む。）で、災害時等の応急復旧の外、施設の機能維持に必要な緊急修繕、契約中の施設維持管理等における緊急対応を含むものとし、下表の活動とする。なお、通常の維持管理業務や緊急時以外に行われた活動は対象としない。

施設管理者等 (要請課(所・場))	対象となる活動
共通 ・各施設管理者等	①地震、風水害、雪害等に伴う応急復旧工事 ②施設の機能維持に必要な緊急修繕工事 ③施設維持管理業務委託における緊急対応
建設部 ・道路管理課 ・河川都市排水課 ・土木補修事務所 ・内原建設事務所	緊急の要請により夜間・休日を問わず速やかに行われる次の活動 ①倒木への対応 ②道路等の陥没における対応 ③道路施設等の経年劣化による破損への修繕対応 ④道路付属物（排水構造物・交通安全施設等）の修繕対応 ⑤道路の凍結や積雪への対応
建設部 ・河川都市排水課 ・内原建設事務所 市民協働部 ・防災・危機管理課	緊急の要請により夜間・休日を問わず速やかに行われる次の活動 ①大雨時の雨水強制排除の対応（道路冠水・内水・調整池） ②大雨時の排水樋管の開閉対応 ③河川管理施設の損傷等の対応 ④地震又は大雨時における施設の点検
水道部 ・給水課	緊急の要請により夜間・休日を問わず速やかに行われる次の活動 ①水道施設及び給水装置（道路）における破損・漏水の対応 ②水道施設及び給水装置（道路）に起因する道路陥没等の対応
下水道部 ・下水道施設管理事務所	緊急の要請により夜間・休日を問わず速やかに行われる次の活動 ①下水道施設における破損・漏水の対応 ②下水道施設に起因する道路陥没等の対応

(注)

- 1 緊急対応の活動については、施設管理者等（要請課(所・場)）からの緊急対応の活動証明書（様式第8号）により確認する。
- 2 共同企業体又は地域建設業団体等として受注した工事・委託等において、構成員として活動したものについては、その構成員を評価対象とできる。ただし、共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上とする。
- 3 「緊急」等の名称が含まれる工事・委託等にあっても、対象となる活動は、上の記載内容に適合したものに限る。

活動企業		(株) ○○
一年 度 の 実 績	活動の種類	・年間を通した維持管理に関する活動 (☐ 道路里親 ・ ☐ 公園愛護会) ・ ☐ 単日等の維持管理に関する地域活動 (ボランティア)
	活動日 (期間)	年 月 日
	活動の内容 (維持管理に関する内容を具体的に)	活動内容 : ☐ 当該活動は企業として取り組み、対価を得ていない地域活動 (ボランティア) である。 ☐ 認定書, 協定書, 感謝状, 新聞記事, 主催者の参加証明等書類の写しを添付している。
	活動の事実を確認できる 主催者の住所・氏名・電話番号	住所 : 氏名 : 電話番号 :
一年 度 の 実 績	活動の種類	・年間を通した維持管理に関する活動 (☐ 道路里親 ・ ☐ 公園愛護会) ・ ☐ 単日等の維持管理に関する地域活動 (ボランティア)
	活動日 (期間)	年 月 日
	活動の内容 (維持管理に関する内容を具体的に)	活動内容 : ☐ 当該活動は企業として取り組み、対価を得ていない地域活動 (ボランティア) である。 ☐ 認定書, 協定書, 感謝状, 新聞記事, 主催者の参加証明等書類の写しを添付している。
	活動の事実を確認できる 主催者の住所・氏名・電話番号	住所 : 氏名 : 電話番号 :

(注) 1 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
2 活動日（期間）、活動の内容及び活動の事実を確認できる主催者の住所・氏名・電話番号については、単日等の維持管理に関する地域活動（ボランティア）の場合

のみ記載すること。

- 3 地域活動（ボランティア）の実績は、入札日の属する年度の前年度及び前々年度について1件ずつ記載すること。両年度のいずれにも実績がある場合にのみ評価の対象とする。ただし、年度毎の活動内容は共通のものでなくともよい。
- 4 評価の対象とする地域活動（ボランティア）は、市が管理する施設（設備を含む）の維持管理に関する地域活動（ボランティア）のうち、第三者の客観的な証明書類（認定書、協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。
- 5 地域活動（ボランティア）は自発的・自主的に行われた活動のみを評価対象とし、公共団体が主催する活動への参加は対象としない。
- 6 共同企業体に係る入札の場合には、いずれかの構成員の実績で評価し、年度毎に異なる構成員の実績は認めない。
- 7 活動の事実を確認できる主催者の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 8 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

商号又は名称：

※若手従業員を配置する場合のみ記載する。

- (注) 1 評価対象となる若手又は女性従業員を現場代理人として配置しない場合は、本書の提出を要しない。
- 2 当該工事の主任（監理）技術者として配置する予定のある者又は他工事と現場代理人を兼務する予定のある者については、評価対象としない。
- 3 評価の対象とする若手又は女性従業員は、入札公告日時点で35歳未満の若手又は女性従業員とする。なお、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある正規雇用（期間の定めのないフルタイム勤務の雇用契約）した者に限る。
- 4 本工事において配置予定している若手又は女性従業員を申請時点で特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定の若手又は女性従業員とすることができる。この場合、本書はすべての配置予定の若手又は女性従業員について提出するものとする。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に特定するものとする。
- 5 本書を提出し工事を落札した者は、本書に基づき、「現場代理人及び主任（監理）・専門技術者選（改）任通知書」を提出すること。なお、やむを得ない（落札者の責によらない）事情により、現場代理人（本書に記載した若手又は女性技術者）が変更になる場合は、評価を受けた若手又は女性技術者と同等の者を配置することができる。【製作工と架設工（現場据付工）の工種がある場合は、それぞれ別の者（評価を受けた若手又は女性技術者と同等の者）を配置することができる。
- 6 評価対象となる従業員（被保険者）について以下の証明書類を添付すること。
（添付資料）
- 従業員の雇用年月日が分かる書類（若手従業員にあっては入札公告時点の年齢も証明で

きるもの。)

- ・健康保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し
- ・市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・雇用契約書，労働条件通知書等の写し

- 7 上記5の変更を除き，本書どおり履行されなかった場合には，工事成績評定点を減ずる措置を行う。
- 8 本書記載事項に虚偽のあった場合には，入札参加資格停止措置等を行うことがある。

様式第 11 号（評価項目算定用）

若手・女性従業員の雇用評価資料

工事名：

商号又は名称：

若手・女性従業員の新規雇用	☐ __年度雇用 ・ ☐ __年度雇用
若手・女性従業員の氏名 ふりがな	
要件	☐ 若手従業員（35 歳未満） ・ ☐ 女性従業員
入札公告日時点の 生年月日及び年齢※	年 月 日生 （ 歳）
所属企業及び 入札公告日時点の雇用期間	（株）〇〇 ・ 年 か月 ☐ 雇用関係（正規雇用や期間等）を証明する書類 の写しを添付している。
雇用前（過去）の勤務先	☐ 同一企業又は資本・人事面で関連企業ではない。

☐箇所については☑にて選択又は確認をすること。

※若手従業員を雇用した場合のみ記載する。

- （注）
- 評価対象となる新規雇用の実績が無い場合は、本書の提出を要しない。
 - 若手又は女性従業員を現場代理人として配置する場合は、様式第 10 号を提出すること。その場合は本書の提出を要しない。
 - 評価の対象とする若手又は女性従業員は、入札公告日時点で 35 歳未満の若手又は女性従業員とする。なお、入札日の属する年度の前年度及び前々年度に雇用し、入札公告日以前に 3 か月以上の雇用関係がある正規雇用（期間の定めのないフルタイム勤務の雇用契約）した者に限る。（事務や経理も可）
※パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、臨時社員、特定技能外国人（技能実習・特定技能 1 号）等は評価対象外
 - 新規雇用した従業員の雇用前（過去）の勤務先が、入札参加者（共同企業体に係る入札の場合は構成員いずれか）と同一企業又は、資本もしくは人事面において関連がある企業の場合は、評価対象としない。
 - 共同企業体に係る入札の場合は、構成員いずれかの雇用で評価する。
 - 評価対象となる従業員（被保険者）について以下の証明書類を添付すること。
（添付資料）
従業員の雇用年月日が分かる書類（若手従業員にあっては入札公告時点の年齢も証明できるもの。）
・健康保険被保険者標準報酬決定通知書
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し
・市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
・雇用契約書、労働条件通知書等の写し
 - 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

施工計画

工 事 名	〇〇工事	会社名	
		作成年月日	年 月 日
工 事 箇 所	水戸市〇〇 地内	作成者氏名	

○ 課題①：_____における留意点と対策について

(1) △△・・・△△

・〇〇・・・〇〇

(2) △△・・・△△

・〇〇・・・〇〇

(3) その他の工夫

・〇〇・・・〇〇

○ 課題②：_____における留意点と対策について

(1) △△・・・△△

・〇〇・・・〇〇

(2) △△・・・△△

・〇〇・・・〇〇

(3) その他の工夫

・〇〇・・・〇〇

- (注) 1 本書は、配置予定技術者（本人）が作成し、A4 用紙 2 枚以内で簡潔に記述すること。なお、配置技術者本人が作成していないと確認された場合は欠格とする。
- 2 記載する留意点と対策等については、課題ごとにそれぞれ 5 項目以内とすること。（記載順に 6 項目以降については評価の対象としない。）
- 3 必要に応じて、施工計画に記述した内容を補足説明するための資料（図面、写真等）を別途添付しても良いが、審査資料とはしない。
- 4 必要に応じて、配置予定技術者に対し施工計画に関して配置技術者のヒアリングを実施することがある。
- 5 課題に対する留意事項だけでなく、その具体的な対策案についても記述すること。
- 6 “その他の工夫”に記載した内容についても、想定した評価ポイントと同等以上のものは評価の対象とする。
- 7 上記記載例に従って記載すること。（対策とその他の工夫を明確に分けて記載すること。）項目ごとに明確に記載されていない場合は評価の対象としない。
- 8 本書記載事項に虚偽のあった場合には、入札参加資格停止措置等を行うことがある。

総合評価方式に関する評価調書

【 年 月 日】

発注機関	工事名	工事箇所	予定価格(円)	入札方式	工事概要	総合評価方式を適用した理由
水戸市	〇〇〇道路改良工事	水戸市〇〇地内	〇〇円 (消費税抜き)	一般競争入札	施工延長 L=〇m, 幅員 W=〇m 排水構造物工 〇側溝 L=〇m 集水樹 N=〇基 舗装工 車道舗装 A=〇㎡ 歩道舗装 A=〇㎡ 土工, 付帯工 一式	【総合評価方式の実施方針 1・2 該当】 施工管理及び品質管理等が適切に行われるよう、企業の施工実績や配置予定技術者の施工経験等により評価を行う。

【落札者決定基準】

【 年 月 日】

[illegible]

【価格以外の評価結果】

【 年 月 日】

[illegible]

【総合評価結果】

【 年 月 日】

[illegible]

(注) 1 評価値は10のべき乗を用いて指数表記としたうえ、整数第1位又は2位から始まる仮数のみを記入すること(例: $1.564 \times 10^{-6} \Rightarrow 1.564$)

2 落札者の決定については、学識経験者が必要と認める場合に意見聴取を実施する。不要の場合は、斜線を記入すること。